

平成29年1月17日

今回のテーマ

● 個人型確定拠出年金の加入資格

本年より個人型確定拠出年金（以下iDeCo）に加入できる方の範囲がひろがりました。当社にも個人型に加入できるかどうかなど、多数お問合せをいただいております。

今回のDCニュースでは、iDeCoの加入資格をとりあげます。

● iDeCoに加入するには、以下の条件を満たしている必要があります

自営業（国民年金第1号被保険者の方）

1. 20歳以上60歳未満であること
2. 国民年金の保険料を納付していること

保険料納付を免除（一部免除を含む）されてる方は加入できません。障害基礎年金を受給されている方は除きます。

会社員・公務員

（国民年金第2号被保険者の方）

1. 60歳未満であること

注意！

会社員・私学共済に加入の方で企業型確定拠出年金のある方は、お勤め先の年金規約で個人型平行加入を認めている場合に限りです。

お勤め先の年金担当者にお問合せください。

主婦（主夫）など

（国民年金第3号被保険者の方）

1. 20歳以上60歳未満であること

注意！

国民年金の第3号被保険者は「第2号被保険者（会社員・公務員）の配偶者」で健康保険・厚生年金での扶養に入っている方です。

● 毎月の拠出限度額はいくらでしょうか？

国民年金の種類や会社の年金制度によって、拠出限度額が異なります。

自営業（第1号被保険者）	月額68,000円
会社員（第2号被保険者） お勤め先の年金制度により 次の3種類のうちどれか	月額23,000円 月額20,000円 月額12,000円
主婦（主夫）等（第3号被保険者）	月額23,000円

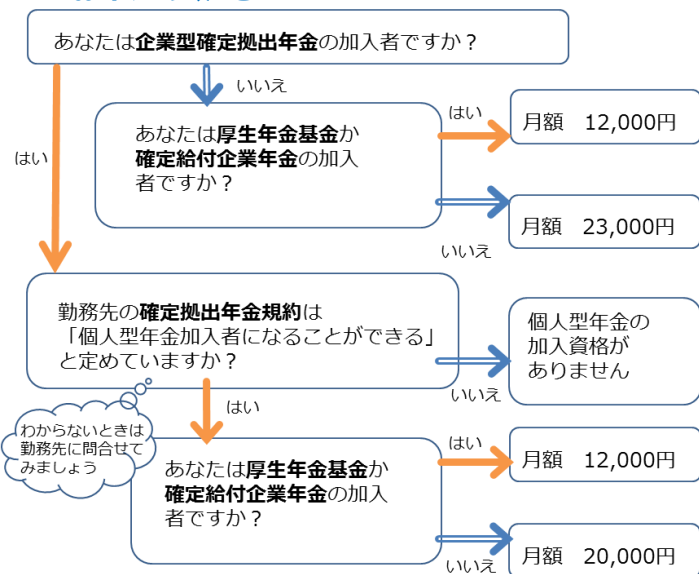
● 公務員・会社員（第2号被保険者）の方は…

公務員	月額12,000円
私学共済加入者	月額12,000円

会社員の方は、お勤め先の年金制度により拠出限度額が異なります。

企業年金制度がない	月額23,000円
企業型確定拠出年金のみ （確定給付年金・厚生年金基金がない）	月額20,000円
確定給付年金か 厚生年金基金がある	月額12,000円

● 会社員の方はぜひ下のフローチャートでお確かめください



■当資料は確定拠出年金の運営管理機関である岡三証券が取扱う確定拠出年金向け商品をご紹介するためのものであり、金融商品取引法（昭和23年法第25条）に基づく開示資料ではありません。■当資料は、委託会社の運用データに基づいて編集・作成されたものですが、その正確性・完全性を保証するものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等（外貨建資産に投資する場合は為替リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。■保険商品は、債券など値動きのある証券等に投資しますので、所定の解約控除（市場価格調整）を適用することがあります。この場合、控除後の解約払戻金が元本（払込保険料相当額）を下回ることがあります。